

2020年10月23日

One Asia Lawyers

インド事務所/ミャンマー事務所

コロナ渦における取締役居住者要件の時限的緩和（ミャンマー/インド）

1 ミャンマーにおける時限的規制緩和

新型コロナウイルス（以下、「Covid-19」）の感染拡大により、日本に帰国している日本企業の取締役や支店代表が多く存在しており、後述する新会社法の要件を満たすことができず、ミャンマー人スタッフ等を取締役に選任する、又は、支店代表者等に選定するか否かの判断を迫られていました。

そこで、ミャンマー政府（DICA）は、2020年10月20日に会社取締役の居住要件に関する告示（92/2020、以下、「告示」）を公表しております。主な内容として、2018年8月1日に施行した新会社法における取締役居住者要件の例外措置を公表しております。

同告示において、前提として、ミャンマーで設立される会社は、取締役（又は支店代表者）は、最低1名以上、ミャンマーに居住しなければならないことを定めており（会社法第4条（a）（v））、その具体的な居住要件の内容は12ヶ月のうち、183日以上滞留が必要とされています（同法第4条（c）（xix））。

この点、同告示によれば、Covid-19の感染拡大防止のため、国際旅客機の乗り入れ禁止措置が開始された3月29日から、政府による公式な入国再開日までは、居住判定期間に算入されないことが明記されており、上記で述べたような対応を特に取る必要はなくなりました。もし本件に関する根拠規定が必要な方は、お気軽に当社にお問い合わせ下さい。

2 インドにおける時限的規制緩和

インドにおいても、上記ミャンマーと同様の文脈において、取締役の居住要件の緩和がなされております。インド政府は、10月20日に通達（36/2020、No.2/01/2020-CL-V）によれば、「Covid-19の感染拡大を考慮した2013年会社および2008年有限責任パートナーシップに対する特別措置」というタイトルにて、インド会社法第149条に基づき求められる取締役の居住要件の緩和が発表されています。

インド会社法においては、1年間に少なくとも182日以上、少なくとも1名の取締役の居住が求められておりましたが、同通達により2020/2021年の会計年度については、取締役が居住していなくとも法令違反にあたらないことが確認されています。そのため、ミャンマー等と同様に、現地スタッフを取締役に選任する等の議論が行われていましたが、特にそのような対応が不要となりました。もし本件に関する根拠規定が必要な方は、お気軽に当社にお問い合わせ下さい。

以 上

〈注記〉

本資料に関し、以下の点ご了解ください。

- ・ 本資料は2020年10月23日時点の情報に基づき作成しています。
- ・ 今後の政府発表や解釈の明確化にともない、本資料は変更となる可能性がございます。
- ・ 本資料の使用によって生じたいかなる損害についても当社は責任を負いません。

「One Asia Lawyers」は、日本およびASEAN及び南アジア各国の法に関するアドバイスを、シームレスに、一つのワン・ファームとして、ワン・ストップで提供するために設立された日本で最初のASEAN及び南アジア法務特化型の法律事務所です。

One Asia Lawyers 南アジアプラクティスにおいては、南アジア各地の弁護士、専門家と協同しながら対応を行っております。コーポレート、労務、倒産、訴訟等、現地に根付いたサービスを提供しております。

本記事やご相談に関するご照会は以下までお願い致します。

yuto.yabumoto@oneasia.legal

<著者紹介>

志村 公義

One Asia Lawyers 南アジアプラクティスチーム代表

外資系法律事務所に 8 年間所属、外資系企業の日本投資案件(「インバウンド」)・コーポレート業務を中心にサポート。その後、日系一部上場企業アジア太平洋 General Counsel、医療機器メーカーのグローバル本部(シンガポール)での法務部長等、企業内法務に約 10 年間従事。2019 年より One Asia Lawyers に参画し、インド及び南アジア周辺国に滞在している。



藪本 雄登

One Asia Lawyers ミャンマー事務所代表

One Asia Lawyers の前身となる JBL Mekong グループを 2010 年に設立。メコン地域流域諸国を統括。カンボジア、ラオス、タイ、ミャンマー、ベトナムで 10 年間に渡る駐在・実務経験を有し、タイを中心にカンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム (CLMV) の各国につき、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対する各種法的なサポートを行う。現在では、南アジア案件のサポートも行う。